

越前市議会基本条例（解説付き）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条―第4条）

第3章 市民との関係（第5条―第7条）

第4章 市長等との関係（第8条・第9条）

第5章 議会の機能強化（第10条―第15条）

第6章 政治倫理及び定数（第16条・第17条）

第7章 政務調査費（第18条）

第8章 議会改革の推進（第19条―第21条）

附則

越前市議会は、議員によって構成された団体意思を決定する議事機関として、越前市の重要な政策について審議し、議決する役割を持っています。

また一方で、地方分権が進む中、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、政策立案、行政監視、論点の開示といった役割や機能もしっかりと果たさなければなりません。

議会の議員も市長も直接選挙により選ばれる二元代表制の中で、議員は、市民の代表としてその責任を自覚し、市民の意見を市政に的確に反映させ、より良いまちづくりに努力していく使命が課せられています。

越前市議会は、活発な議論を重んじ、個々を尊重しあう民主的な政治風土を守り、越前市自治基本条例の理念を尊重し、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会の実現を目指して、未来に向かって、不断の努力を重ねていかなければなりません。

越前市議会は、市民の多様な意見を反映した合議体としての議会活動を通じ、市民の負託にこたえていくことを決意し、ここに、越前市議会及び構成員である議員が活動していくに当たって、新たな議会の礎とするため、この条例を制定します。

(説明)

「前文」は、法令制定の趣旨、目的及び基本原則を述べるものです。

一般的に基本条例と呼ばれるものなど、その理念を強調して明らかにする必要がある場合に置かれています。

※「二元代表制」とは、執行機関としての市長と議決機関としての議会を構成する議員を、ともに市民の直接選挙で選ぶことにより、それぞれが市民の代表機関としてその権限を担い、相互の抑制と均衡によって適切な緊張関係を保ちつつ調和を図ることです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、越前市議会（以下「議会」という。）に関する基本的事項を定めることにより、情報公開と市民参加を基本とする開かれた議会を実現し、市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(説明)

この条例は、情報公開と市民参加を基本とする開かれた議会の実現を目指し、議会及び議員の活動原則をはじめ議会に関する基本的事項を定め、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的としています。

今後、議員構成が変わっても、議会改革と議会活性化の取り組みを継続し、発展させていくため条例として定めます。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民に開かれた議会を目指し、情報公開を進め、透明性の確保と情報の共有を推進すること。
- (2) 市民の立場から、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について監視し、及び評価すること。
- (3) 市民の多様な意見を政策立案及び政策提言に適切に反映させ、政策の実現

に資すること。

(4) 市民に分かりやすい観点及び方法等で議会運営を行うこと。

(5) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。

(説明)

議会活動の基本的な考え方、原則を示しています。

- ・積極的な情報公開を進めます。
- ・市民の立場や目線で市長の事務の執行を監視し、評価します。
- ・政策立案や提言には、できるだけ多くの市民の声を反映させます。
- ・市民の関心が深まるようなわかりやすい議会運営を行います。
- ・議員相互の自由な立場での討議を通して論点を明らかにし、意見の相違や共通点を確認する中で、最終的に議会として一つの意味に集約します。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 市民全体の奉仕者及び代表者としての責任と自覚を持って活動すること。

(2) 合議制の機関である議会の構成員として、様々な市政の課題とこれに対する市民の意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上のため活動すること。

(3) 議会活動に必要な見識を深め、自己の資質を高める不断の研さんに努めること。

(4) 日常の活動において、自発的に行政情報等の収集及び管理に努めること。

(説明)

議員活動の基本的な考え方、原則を示しています。

- ・市民に選ばれた代表者としての責任と自覚を持って、市民の負託に応えます。
- ・地域などの個別的な課題に取り組むことも必要ですが、市民全体の代表者として、市民全体のために活動し、もって円滑な議会運営に努めます。
- ・議会の構成員として職責を全うするために必要な見識を深め、自ら資質の向上に努めます。
- ・日頃から、自発的に市長等とのコミュニケーションを行い、市政の課題把握に努めます。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

2 会派は、基本的な政策又は政策の理念を共有する議員で構成する。

3 会派は、その政策立案、政策決定、政策提言等に際しては、市民の視点に立って、その合意形成に努めるものとする。

(説明)

基本的な政策又は政策の理念を共有する議員集団を「会派」と規定します。

会派は、会派としての意見調整に努める中で、円滑な議会運営に資するとともに、市民の視点に立って合意形成を行います。

第3章 市民との関係

(市民参加及び連携)

第5条 議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、自らが情報を発信し、説明責任を果たすとともに、市民の多様な意見を把握し、市政の諸課題に柔軟に対処しなければならない。

2 議会は、市民の意見を議会活動に反映できるよう、市民の議会活動に参加する機会の拡充に努めなければならない。

3 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、公聴会制度及び参考人制度の活用を努めるものとする。

(説明)

議会は、自らが持つ情報の発信に努める一方、市民の意見を把握するため、議会審議の場のほかに市民との交流の場を多様に設けるなど、議会活動としての市民参加を促進します。

市民にとって身近な議会や開かれた議会を目指し、市民の専門的識見を議会審議に反映させるため、参考人制度及び公聴会制度の積極的な活用を努めます。

※「執行機関」は、市長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などで構成されています。民主的な行政が行われるようそれぞれが独立した権限を持ち、事務を処理していますが、執行機関全体の総合調整は市長が行うシステムになっています。

※「公聴会」は、重要な案件の審査を行うために、市民から直接意見を聞くために開催されるもの

です。公聴会を開催する場合は、日時、場所、案件などを公示し、希望者の中から公述人を選定する必要があり、手続きに時間を要します。

※「参考人」とは、議会から関係者を指名し、出頭を求めて、直接意見を聴取する制度です。公聴会より簡便な手続きで実施できます。

(議会と市民との語る会の開催)

第6条 議会は、市民及び市民諸団体等と自由に情報及び意見を交換し、交流できる場（以下「議会と市民との語る会」という。）を定例的に設けるものとする。

2 議会と市民との語る会では、議会審議の報告及び市政に対する意見交換を行うものとする。

3 議会は、議会と市民との語る会における市民の意見に対して、さらに議員相互の自由討議を行うものとする。

(説明)

市民からの要請ではなく、議会が自発的に出向いて市民や諸団体等との交流の場を設け、議会における議論内容を報告し、市民の意見を把握します。

交流の場として、各地区単位や各種団体等との「議会と市民との語る会」などを定例的に開催します。

これらの意見交換において議論となった事項については、後日、議員間で自由討議を行い、議論を深めます。

(広報広聴)

第7条 議会は、その諸活動に関する広報活動及び市民の意見を把握するための広聴活動（以下これらを「広報広聴活動」という。）に積極的に努めなければならない。

2 議会は、広報広聴活動に当たっては、情報技術の発達を踏まえ、多様な手段を活用し、速やかな対応に努めるものとする。

3 議員及び会派は、自らもそれぞれの議会活動に関して積極的な広報広聴活動に努めるものとする。

(説明)

議会として情報を発信するための広報活動と、市民の意見を把握するための広聴活動に積極的に努めます。

情報技術の発達を踏まえて、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなど、文字、映像、音声などを組み合わせた多様な広報媒体を活用し、迅速に、かつ、わかりやすい広報広聴の充実に努めます。

議員や会派においても、それぞれが積極的に議会活動に関する情報発信、広聴活動に努めます。

第4章 市長等との関係

(市長等との関係)

第8条 議会審議における議会と市長等との関係は、次に掲げるところにより、適切な緊張の保持に努めるものとする。

- (1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、その論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。
- (2) 議長から本会議又は委員会（以下「本会議等」という。）に出席を要求された市長等が、議員の質疑及び質問に対して、その趣旨の確認又は論点整理のための反問を求めたときは、議長又は委員長はこれを許可することができる。
- (3) 議長又は委員長は、市長等の反問の内容が議員の質問趣旨の確認又は論点整理の範囲をこえていると認めるときは、注意を促し、なお従わない場合は発言を停止し、又は禁止するものとする。

(説明)

ともに市民から直接選ばれた議員と市長が、常に適切な緊張感を持って議会運営を行います。

・本会議における質疑応答は、一問一答方式で行い、論点や争点を明らかにします。

・本会議や委員会では、論点や争点を明らかにするために議員からの質疑や質問に対し、市長等の説明員の質問を認めます。

※「本会議」とは、議会としての意思決定を行うために、定例会や臨時会において、すべての議員が一堂に会して行われる議場での会議をいいます。

※「委員会」とは、本会議のみで議会審議を行うよりも、議員の一部をもって、より効果的、効率的、専門的に審査や調査を行わせるために設置される、議会の内部機関です。本市議会では、

常任委員会、議会運営委員会のほか、必要に応じて特別委員会が設置されています。

※「一問一答方式」とは、複数の質問項目がある場合に、それらを一括して質問し、答弁も一括して行われていた従来の「一括方式」に代えて、論点や争点を明確にするとともに、傍聴者にもわかりやすくするために、質問と答弁を一つずつ項目ごとに行う方式です。

(政策情報の説明)

第9条 議会は、まちづくりの基本方針及び市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される施策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長等に対し、次に掲げる政策情報を明らかにするよう説明を求めるものとする。

- (1) 提案に至るまでの経緯
- (2) 総合計画等との整合性及び財源計画
- (3) 将来にわたるコスト計算等

(説明)

まちづくりの基本方針や重要な施策などについては、政策の公正・透明性の確保と議会審議における論点を明確にし、議会においてその政策水準を高めることができるよう、市長に対して、政策形成過程も含めて、必要な情報の説明を求めます。

※「総合計画」とは、市のまちづくりのための計画の基本となる計画のことです。市のすべての事業はこの総合計画に沿って行われることとなります。

総合計画は、長期のまちづくりのビジョンを示す基本構想、基本構想で示された都市像を実現するための施策を定める基本計画、基本計画で方向付けられた施策を具体的な事業として実現する実施計画の三つの計画で構成されています。

第5章 議会の機能強化

(議会の機能の強化)

第10条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価に関する議会の機能を強化するものとする。

2 議会は、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

(説明)

今後も自治体の自己決定権が拡大するなか、議会の機能を充実、発展させ、政策立案の機関として条例の提案をはじめ、政策立案、政策提言についても積極的に行います。

また、政策提言に対するその達成度評価なども行い、政策実現を目指します。

※「決議」とは、議会としての意思形成行為です。たとえば、長に対する不信任決議といった法的効果を生じる決議や、非核平和都市宣言、安全・安心都市宣言の決議など、議会の意思を表明する儀礼的な決議があります。

(議員相互の討議の推進)

第11条 議会は、議会の役割を果たし、その機能を発揮するため、本会議等における議案の審議等及び政策の協議に当たっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

(説明)

二元代表制のもと、長に対して議会としての統一的な意思を示すことが重要であり、本会議や委員会での審議などでは、市民の多様な意見を代表する議員が、相互に自由な立場で批判、反論、説得、納得といった討議を尽くし、論点を明らかにし、意見の相違や共通点を確認する中で、議会としての合意形成に努めます。

(委員会)

第12条 議会は、市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会を機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2 常任委員会は、所管事務に関する調査を積極的に行い、議案審査に資するとともに政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

3 委員会の運営に当たっては、議員間の議論を尽くし、委員会としての一定の方向性を示すよう努めるものとする。

4 委員会の会議は、積極的な公開に努めるものとする。

(説明)

議会の政策立案、監視機能を十分に働かせるためには、委員会が、付託案件の審査だけにとどまることなく、市政の諸課題に対し、主体的かつ機動的に活動しなければなりません。

また、所管事務調査を積極的に行い、必要に応じて政策提言も行います。なお、この場合、委員外議員の参加も広く認め、調査の充実を図ります。

委員会運営においては、個々の案件等に対する理事者への質疑のみに終始することなく、委員同士による自由討議を行い、委員会としての意思決定に至るまでの経過を明らかにします。

（議員協議会）

第13条 議会は、本会議等での審議等によるほか、市政に関する重要な政策及び課題に関し、共通認識及び合意形成を得る必要がある場合には、議員で構成する議員協議会を柔軟に開催し、自由討議を行うものとする。

2 議員協議会は、公開することを原則とする。

（説明）

本会議や委員会における議案審議のほか、重要な政策や課題について、議会としての合意形成を得る必要がある場合は、議員のみによる自由討議を行うための「議員協議会」を柔軟に開催します。

なお、議員協議会は原則公開とします。

（研修）

第14条 議会は、政策立案能力及び政策提言能力の向上を図るため、多様な研修の機会を設けるよう努めなければならない。

2 議員は、自らも政務調査費等を活用し、自己の能力及び資質の向上を図るため、研修及び調査研究に努めなければならない。

3 委員会又は議員若しくは会派は、研修結果の共有を図るため、研修終了後報告書を作成し、研修報告会を開催し、又は議会広報等に掲載するものとする。

（説明）

議員の政策形成能力の向上のため、議会が主体となって議員研修の機会を設けます。

議員研修に当たっては、本市における行政課題や目的を明確にして、事前学習会の開催なども行い、問題意識を持って計画的に行います。

議会主催による研修のほか、政務調査費等を活用して、自らが資質向上のための研修に努めます。

研修結果については、議会内はもとより、市長や市民と情報の共有を図るため、報告会の開催や広

報誌に掲載するとともに、報告書を公開します。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会の政策立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査、法務その他の機能の強化及び組織体制の充実を図るものとする。

(説明)

地方分権が進む中、議会の活動範囲がさらに拡大し、これまでの監視機能及び評価機能に加え、政策立案及び政策提言機能を支える補助機関としての議会事務局の役割も大きくなっています。そのため、議会事務局の専門性の向上など、機能の強化及び組織体制の充実を図ります。

第6章 政治倫理及び定数

(議員の政治倫理)

第16条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、公正性、高潔性及び品位を保持し、見識を養うよう努めなければならない。

2 議会は、議員の政治倫理に関して別に条例を定める。

(説明)

市民の代表である議員は、市民全体の奉仕者として、自らの役割を深く自覚し、その人格と倫理の向上や円滑な議会運営に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使するなど、市民の疑惑を招くことのないよう行動します。

政治倫理に関する条例は別に定めます。(越前市議会議員政治倫理条例)

(議員定数の改正)

第17条 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

(説明)

議員定数の改正は、行財政改革の視点だけではなく、市が抱える課題や市の将来予測、又は人口、面積など多角的な検討を行います。

第7章 政務調査費

(政務調査費)

第18条 会派及び議員は、市政の調査研究に資するために交付を受けた政務調査費に関し、証拠書類を積極的に公開すること等により、その使途に関する説明責任を果たし、透明性を確保しなければならない。

2 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

(説明)

議員の調査研究のため、その必要な経費の一部として交付されている政務調査費のより一層の透明性を確保するため、支出にかかるすべての領収書の写しを収支報告書に添付します。

さらに、これらの書類は閲覧を可能にするとともに、ホームページに掲載し、説明責任を果たします。

政務調査費に関する条例は別に定めます。(越前市議会政務調査費の交付に関する条例)

第8章 議会改革の推進

(議会改革の推進)

第19条 議会は、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、議会改革に継続的に取り組まなければならない。

(説明)

議会を取り巻く著しい時代の変化に対応し、市民の代表としてその負託に的確にこたえていくため、絶えず議会運営の見直しを行い、議会改革に取り組みます。

(他の条例等との関係)

第20条 この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を運用する場合及びこれらを制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(説明)

議会の基本的事項を定めたこの条例と整合しない議会運営等に関する条例等の運用はできません。

また、この条例と整合しない条例や規則その他の規程を定めたり、改正することはできません。

(継続的な検討)

第 21 条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(説明)

この条例が、本市議会にふさわしいものであるか等を絶えず検証し、市民の意見や社会情勢の変化により、必要に応じて改正を行います。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。